



令和7年1月10日

四国運輸局

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について

(令和6年12月分)

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者5者(5営業所)に対して、道路運送法第40条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》

四国運輸局自動車交通部

自動車監査官 坂尾、山田

電話：087-802-6774

## 一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

令和6年12月分 四国運輸局自動車交通部

行政処分等の年月日	事業の種類	事業者名称及び営業所名称	管轄運輸支局	行政処分等の内容	行政処分等の詳細
令和6年12月19日	一般乗用(タクシー)	株式会社駅前タクシー 本社営業所	愛媛	・輸送施設の使用停止(20日車) ・文書警告	別添 ①
令和6年12月5日	一般貸切(貸切バス)	有限会社美郷観光バス 本社営業所	徳島	・文書警告	別添 ②
令和6年12月18日	一般貸切(貸切バス)	山瀬観光有限会社 本社営業所	徳島	・文書警告	別添 ③
令和6年12月23日	一般貸切(貸切バス)	株式会社平成バス 本社営業所	香川	・文書警告	別添 ④
令和6年12月26日	一般貸切(貸切バス)	株式会社レオマユニティー 本社営業所	香川	・文書警告	別添 ⑤

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和6年12月19日
事業者の氏名又は名称	株式会社駅前タクシー(法人番号7500001009677)(代表者 松下国光)
事業者の住所	愛媛県新居浜市坂井町二丁目4番12号
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県新居浜市坂井町二丁目4番12号
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和6年8月21日、労働局と合同で監査を実施したところ、6件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項) (2)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項) (3)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項) (4)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項) (5)新たに雇い入れた運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項) (6)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)
当該違反点数	2点
事業者累積違反点数	2点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和6年12月5日
事業者の氏名又は名称	有限会社美郷観光バス(法人番号1480002009429)(代表者 尾崎拓一)
事業者の住所	徳島県吉野川市山川町前川224番地2
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県吉野川市山川町前川224番地2
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第29条の3
違反行為の概要	令和6年11月19日、監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)輸送の安全にかかわる公表情報の報告をしていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項)
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和6年12月18日
事業者の氏名又は名称	山瀬観光有限会社(法人番号9480002009454)(代表者 藤田良)
事業者の住所	徳島県吉野川市山川町字前川167番地2号
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県吉野川市山川町字前川167番地2号
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和6年12月11日、監査方針に基づき監査を実施したところ、4件の違反が確認された。 (1)運送引受書に記載すべき事項の記録が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項) (3)運転者に対する点呼状況の録音及び録画記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第6項) (4)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第28条の2第1項)
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和6年12月23日
事業者の氏名又は名称	株式会社平成バス(法人番号6470001010623)(代表者 村上永)
事業者の住所	香川県観音寺市大野原町大字花稻433番地25号
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県観音寺市大野原町大野原5788-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和6年12月4日、監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていないこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項) (2)運転者に対する点呼状況の録音及び録画記録が確実になされていないこと(運輸規則第24条第6項)
当該違反点数	4点
事業者累積違反点数	4点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和6年12月26日
事業者の氏名又は名称	株式会社レオマユニティー(法人番号4470001008611)(代表者 藤岡勇)
事業者の住所	香川県丸亀市綾歌町栗熊西40番地1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県丸亀市綾歌町岡田上2312番地22
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和6年12月11日、監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)運送引受書に記載すべき事項の記録が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項) (2)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。